

○葉山町障害者福祉計画策定委員会規則

平成23年 3 月30日規則第16号

改正

平成25年 2 月25日規則第 7 号

葉山町障害者福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成 7 年葉山町条例第13号）第 2 条の規定に基づき設置された葉山町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者のための施策に係る基本的な計画に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 指定相談支援事業者の職員
- (4) 障害福祉に関するサービスを提供する事業者の職員
- (5) 地域福祉関係者
- (6) 保健、医療、教育又は雇用関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、計画の策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月25日規則第7号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。